

東北ダンプ

【発行】全日本建設交通一般労働組合(略称・建交労)東北ダンプ支部準備会
〒010-0976 秋田市八橋南 1-2-29
建交労秋田ダンプ支部内
2022年8月1日発行 NO.2
Tel:018-823-7748 fax:018-823-7751
Email: kenkourouakita@bz03.plala.or.jp

第29回東北ダンプキャラバンに取り組む

東北ブロックは、7月19日から22日まで、3泊4日のダンプキャラバンに取り組みました。今回は1日短縮の行動となったため、青森県は除きました。国交省東北地方整備局は、相手側の都合で8月3日の交渉となります。参加者は専従も含めて、福島県が16人、山形県8人、宮城県10人、岩手県8人、秋田県7人でした。



福島市との懇談・7月19日

今回の訪問先は、国交省河川国道事務所、県土木部・農林水産部、建設業協会、県警本部などですが、回を重ねるごとに何れも内容の充実した懇談となりました。

国と県の発注当局に対しては、盛土規制法の成立に貢献した組合の立場を説明し、今後の具体的対策を求めました。この件では各河川国道事務所が、最終処分地まで追跡する仕組みになっていると答えていました。

社会保険に関わる下請指導ガイドラインの改定については、現場の実態をリアルにつかんでいる様子がないため、建交労側から実態を踏まえた行政執行を求めました。

ダンプ規制法第12条団体の使用促進措置については、「ダンプ規制法の目的」は何を指しているのかに焦点を当てた説明に集中しました。この問題では今回も、「施工計画書提出時に主任監督員から指導している」「今後とも機会を捉えて指導する」との回答があったので、この繰り返しては問題解決にはならないと指摘しました。

工事監視官の事務連絡文書に「昨今、指導事項が遵守されない事例が見受けられるため」とあるのは、建交労の指摘を受けて出された文書だからであり、問題ある請負者への個別指導を求めていることを説明しました。そのうえで、ダンプ規制法成立に至る議事録を示して、12条団体だけがダンプ運賃の適正化に貢献できること、12条団体が主体性を持って活動すればダンプ規制法の目的は完べきを期し得ることを説明しました。

建交労の説明を聞いてよく理解できました

いくつかの河川国道事務所の副所長からは、「今回の説明を聞いてよく理解出来ました」との感想が出されました。これを受けて建交労からは「上局とも相談してとあるが、上局はこれをやるな、あれもやるなどは言っていないはず、河川国道事務所が最大限できる範囲での請負者指導を求めると強調しました。



福島県庁前・7月19日

宮城県建設業協会会長は、東北連合会長も兼務しています。急な申し入れにもかかわらず、忌憚(きたん)のない意見交換が出来ました。

「失礼を承知で申し上げます」と前置きして、使用促進に抵抗している会員各社に対して、建交労の意向を伝えて欲しいと要望し、前向きなコメントがありました。

福島、宮城、岩手の各県警本部では、これまでになく丁寧な対応の本部もあり、友好的話し合いが出来ました。警察庁と定例の協議を持っている事が幸いしていると思います。東北では連日4台の宣伝カーを運行している事から、警察にも宣伝の主旨を伝えておくことは大事です。

東北ブロックでは、キャラバンの直前にも会議を持って、各県の参加者をきちんと確保する事を申し合わせましたが、この点では不十分さがあり、広域支部結成に向けての大きな課題となっています。

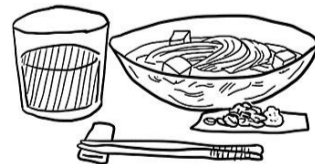
使用促進闘争は専従者が交渉を請け負い、その結果を組合員が分け合うというスタイルでは、組織拡大にも分会確立にも役立ちません。一人でも多くの仲間がキャラバンに参加して、目の前で展開される当局との交渉をつぶさに見て、自分なりに組合の方針に確信を持つことが重要です。



宮城県建設業協会との懇談・7月20日

来年も仕事を休んで参加したい

各県の行動が終わる度に、参加者が車座になり、全員から感想を出して貰いました。特徴的だったのは「来年の行動にも、仕事を休んで是非参加したい」との感想が連続した事です。専従者から見ると、これ以上ない一体感、団結心を感じます。



参加者の皆さん、ご苦労様でした。

晴釣雨読(せいちょううどく)

温暖化が急激に進み世界自然遺産白神山地を源流とした津軽ダムの貯水率が盛夏には急激に減少し水量が下がり、津軽平野の水の供給元の浅瀬石ダムと共に放水量を調節する取り組みがされ、その後急変した梅雨前線の影響による雨で僅か回復するが年々節水を余儀なくされている。▼青森県下北半島の大畑川生息する県の天然記念物スギノコ(山女魚)が、絶滅するのではないかと関係者が危機感を募らせている▼スギノコの生息域は、大畑川の赤滝上流にある落差が11mある滝の上流だけに棲(す)む希少種である。太古の昔から通常の山女魚は岩魚より下流域に生息し、海に下ってサクラマスになる。やがて成長し産卵のため遡上しヤマメとなるが、スギノコは岩魚より上流にとどまったまま繁殖を続けるまでに進化した。▼青森県は保護のため赤滝上流を全面禁漁の保護水域に指定し、地元漁協と共同で保護活動が続いている。しかし近年は、温暖化も更に急速に進み、環境悪化によりスギノコの命が途絶えようとしている。▼長い歴史と共に地球上で生き続けて来たスギノコは、古代の遺産であり守り続けなければならない。地球温暖化防止対策が一日も早く進むことを願わずにはられない。

【ヤマメについての解説】

関東以北・サクラマス(桜鱈)の陸封型がヤマメ(山女魚)スギノコ

関東以南・サツキマス(五月鱈)の陸封型がアマゴ(雨子・雨魚)

高橋 溪峰



宣伝カーの前で遠藤裕三さん

福島ダンプ

東北サントはダンプ労働者を切り捨てるな！

…宣伝カーを運行、ダンプ労働者のしんぶんを配布…

7月1日をもって、東北サント(山砂販売会社)は、組合員の遠藤裕三さんを「営業ナンバーのダンプだけを使う」として不当解雇しました。(くわしくは7月25日号の全国ダンプ部会の『ダンプ労働者のしんぶん』を参照してください)

遠藤さんは、同日より毎日出勤闘争を展開し、配車を求めています。しかし、会社側は不当解雇を撤回しようとしません。組合の宣伝カーを宮城県大和町内の東北サント周辺で連日運行しています。また、宣伝カーを運行しながら、7月15日には、近所の住民に会社側の横暴を知ってもらおうと全国ダンプ部会発行の機関紙を一軒一軒届けました。

遠藤さんは、「36年一生懸命働いてきたのに、あまりにも理不尽すぎる。やれることは、全部やってみる」と話し、15日はドシャ降りの雨の中でしたが、それこそ「雨ニモ負ケズ、風ニモ負ケズ、会社ノ横暴ニモ負ケズ」配布し、全力でたたかっています。

組合としても、白ナンバー排除が発端の不当解雇ですから、負けるわけにはいきません。東北の仲間のご支援をお願いします。

使用促進闘争奮戦記その1

…北海道新幹線トンネル工事

北海道新幹線は2030年、函館から札幌まで延長となります。そこで、北海道・東北ブロックとして、数年前から北海道新幹線トンネル工事の使用促進闘争を取り組んできました。

元請ゼネコン支店での話し合いで使用促進を約束させ、単価や就労する台数を交渉で決めるところまでは組合員の皆さんが知っていると思いますが、その後、現場での最新(7月26日)の打ち合わせ状況(元請・M 建設工業などのJV『内浦トンネル』、函館から80キロ)もお知らせしたいと思います。

本来なら現場事務所を訪問した際は、「現場の期間・経路・入場の際の書類・宿舍・天候状況(雪等の場合)」等を確認し合意書を交わしますが、今回の打ち合わせは元請の支店と使用促進について合意しているにもかかわらず、現場代理人の「地元業者を使用しているので地元業者さんを追い出す事は出来ない。だからお断りします」という所からのスタートでした。打ち合わせでは、ダンプの歴史・単価等を色々な角度から話しましたが、「北海道支店から建交労を使えと指示されないと使えない」と現場代理人が言い張り、進展がないので、「北海道支店、作業所長とよく話をしてくれ」と言い残し、作業所を後にしました。函館まで車で1時間半もかかる距離で、もうすぐ函館に入ると言うときに連絡がきて「北海道支店と話をしました。話の行き違いで大変失礼しました。現在

8台が地元業者を使用しており、宿舍の空き状況から2台分だと受け入れ出来ます」と回答がありました。

内浦トンネル工事(静狩の宿舍付)には、就労を希望していた2台が近々稼働予定です。

北海道新幹線トンネル工事の現場で就労を希望する方は、各県支部に問い合わせてください。



孵化(ふか)して9日目のモズ

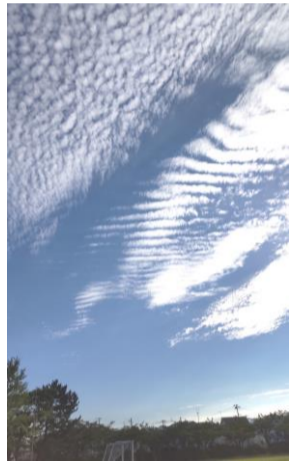
使用促進闘争奮戦記その2

…東北各県工事

適正な単価で働き、交通安全を実現するために、東北各県の国交省河川国道事務所や自治体などが発注する工事で、建交労所属のダンプが優先使用されるよう元請と交渉しています。設計労務単価が10年連続で上がっており、今年3月発注工事分からは、1日52,000円の常用単価を組合では元請に要請し、合意しています。

しかし、いつでもどこでも交渉が順調にいくとは限りません。元請は、「建交労のダンプを使うと協力業者の仕事がうばうことになる」、「ダンプが足りないようだったら、協力をお願いしたい」、「使用促進だから、努力すればいいのではない」、「どのダンプを使うかは、元請が決めることではない」、「この地域で、使用促進する魁(さきがけ)になりたくない」、「使用促進しないと点数でマイナスになるのか」、「発注者が社長を直接呼んで指導すれば従う」、「使用促進は守るが、単価は何とかならないか、(使用する)タイミングもある」などの理由をつけて断るのが当たり前だからです。

組合は、なぜダンプ規制法12条団体の使用促進なのかを法令の成立過程や国の政策の流れ、建交労のとりくみなどを粘り強く説明して合意をかちとっています。



岩手県 県土整備部との懇談・7月21日



国交省湯沢河川国道事務所との懇談・7月22日

2022夏
1月の世々末

短すぎる梅雨
高すぎる気温
低すぎる賃金・年金
高すぎる物価
貧しすぎる社会保障
高すぎる消費税
安すぎる円
高すぎる株価

世々末

